# I-3 選択と決定(支給決定)

# 素案

#### 【表題】支給決定の在り方

## 【結論】

- 分新たな支給決定にあたっての基本的な在り方は、以下のとおりとする。
  - 1①. 支援を必要とする障害者のある本人(及び家族)の意向やその人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本とすること。
  - 2. ②他の者との平等を基礎として、当該個人の個別事情に即した必要十分 な支給量が保障されること。
  - 3. ③支援ガイドラインは一定程度の標準化が整図られ、透明性があること。
  - 4. ④申請から決定までわ分かりやすく、スムーズなものであること

#### 【説明】

支給決定は、他の者との平等を基礎とし、障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう必要な支援の種類と量を確保するためのものであり、上記事項を基本として行われなければならない。

特に、申請から決定まで分かりやすくスムーズなものにするためには、支給 決定プロセス全体についても一定の共通事項をルール化し、公平性や透明性を 担保することが大切である。

また、必要書類や分かりやすい解説書を市町村役所等、誰もが手にしやすい場所に置き、求めに応じて十分な説明をするなど、新しい支給決定の仕組みについての周知を図ることが求められる。

さらに、支給決定のプロセスにおいても、障害者の希望に応じてコミュニケーション支援を提供することが求められる。

### 【表題】支給決定のしくみ

#### 【結論】

- 支給決定のプロセスは、原則として、以下のとおりとする。
  - 1. ① 障害者総合福祉法上の支援を求める者(法定代理人も含む)は、本人が求める支援に関するサービス利用計画を策定し、市町村に申請を行う。
  - 2. 2 市町村は、支援を求める者に「障害」があることを確認する。
  - 3. 3 市町村は、本人が策定したサービス利用計画について、市町村の支

援ガイドラインに基づき、ニーズアセスメントを行う。

- 44. 本人又は市町村により、申請の内容が、支援ガイドラインの水準に 適合しないと本人又は市町村が判断した場合は、市町村が本人(支援者 を含む)と協議調整を行い、その内容に従って、支給決定をする。
- 5. <u>⑤ 44</u>の協議調整が整わない場合、市町村(または圏域)に設置された第三者機関としての合議機関において検討し、市町村は、その結果を受けて支給決定を行う。
- <u>6.</u> 市町村の支給決定に不服がある場合、申請をした者は都道府県等に 不服申<del>し</del>立てができるものとする。
- 支給決定について試行事業を実施し、その検証結果を踏まえ、導入をはかるものとする。

#### 【説明】

新たな仕組みにおいては、障害程度区分は使わずに支給決定をする。障害者自立支援法の一次審査で用いられる障害程度区分認定調査項目の 106 項目は、特に知的障害、精神障害については一次判定から二次判定の変更率が 4 割から 5 割以上であり、かつ地域による格差も大きいことから、障害種別を超えた支給決定の客観的指標とするのには問題が大きい。

新たな支給決定の仕組みが機能するための前提としては、当事者によるエンパワメント支援事業の充実や相談支援事業の充実、さらには市町村におけるニーズアセスメント能力の向上が図られなければならない。特に、支援ニーズを的確に伝えることが難しい困難な人のニーズをくみ取るためには、日常的にかかわりのある支援者等がコミュニケーション支援するなどし、本人の意思や希望が確認されなければならない。

市町村においては、支給決定にかかわる職員等のニーズアセスメント能力の向上に向けて、一定の研修及び仕事をしながら教育を受ける職場内訓練(OJT)を充実することも必要である。

が諮られなければならない。仕事をしながら教育を受ける職場内訓練(OJT)の充実も必要である。

#### 【表題】サービス利用計画<del>について</del>

#### 【結論】

○ サービス利用計画とは、<u>障害者</u>総合福祉法上の支援を希望する者が、その 求める支援の内容と量<mark>をの</mark>計画<u>をとして</u>作成し、市町村に提出されるものを いう。なお、そのサービス利用計画の作成にあたり、障害者が希望する場合 には、相談支援専門員等の支援を受けることができる。

#### 【説明】

サービス利用計画は、<u>障害者</u>総合福祉法による支援等を利用するにあたって、 市町村に提出する必要な支援の内容と量を示すものである。障害者がどの支援 をどの程度利用したいのか、本人のニーズに基づいて利用希望を明らかにする ものである。サービス利用計画は、本人自身が策定する(セルフマネジメント) こともできるが、本人が希望する場合には相談支援専門員とともに策定するこ ともできる。<u>また、本人を中心に、家族や本人が信頼する日常的な支援者、契</u> 約行為等を締結する際の支援者を加えて相談支援専門員とともに策定すること もできる。

<u>なお、</u>サービス利用計画は、<u>障害者</u>総合福祉法による支援の利用<u>の</u>を申請<u>と</u> 同時に、又はニーズアセスメントが行われるまで<del>する際</del>に提出する。<u>サービス</u> 利用計画が未提出であることをもって、市町村は申請を却下することはしない。

#### 【表題】「障害」の確認<del>について</del>

#### 【結論】

○ 市町村は、「<del>身体的または精神的な<u>心</u>身の</del>機能<u>の</u>障害」があることを示す 証明書によって法律の対象となる障害者であるか否かの確認を行う。証明書 は、障害者手帳、医師の診断書、もしくは意見書、その他、障害特性に関し て専門的な知識を有する専門職の意見書を含むものとする。

#### 【説明】

障害者総合福祉法に基づく支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要とする障害者に対して提供される。機能障害を示す具体的資料としては、障害者手帳があればそれで足りるが、まず、医師の診断書の利用が考えられる。医師の診断書は、機能障害の存在を示す資料として、公正性が担保される点で優れているが、他方で、発達障害、高次脳機能障害、難病など、医師の診断書が得にくい場合も考えられる。

医師の診断書が得られにくい場合に対処する方策としては<br/>
、以下の2つがあ

る。

- ①医師の診断書に限定せず、意見書でもよいものとする。
- ②「機能障害」の存在を判断する者を医師のみとせず、その他障害特性に 関して専門的な知識を有する専門職の意見書でもよいとする。

なお、精神疾患を含む又は難治性疾患については、生活上の制限を生み出すことから、その診断書等の文書をもって上記<mark>診断書の機能障害の証明書</mark>に代えることができる。また、市町村によって格差が生じないように、<u>国際生活機能分類</u> ICF(ICF 国際生活機能分類)の「心身機能・身体構造」を参考にしつつ機能障害のを例示列記するなど、市町村・、利用者(障害者)、・医師その他の専門職に対して包括的な規定の内容を明らかにすることも検討すべきである。

### 【表題】支援ガイドライン<del>について</del>

### 【結論】

- \_\_国及び市町村は、障害者の地域生活の権利の実現をはかるため、以下の基本的視点に基づいて、支援ガイドラインを策定するものとする。
  - ① <u>国 1.</u> 国は、障害者等の参画の下に「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能とする支援の水準」を支給決定のガイドラインとして策定すること。
  - 2. ② 国及び市町村のガイドラインでは、障害の種類や程度に偏ることなく、本人の意思や社会参加する上での困難等がもれなく考慮されること。
- 3. 3 市町村は、国が示すガイドラインを最低ラインとして、策定すること。
  - 4. ④ 市町村のガイドラインは、障害者等が参画して策定するものとし、 公開とすること。また、適切な時期で見直すものとすること。

#### 【説明】

ガイドラインで示す支給水準は、権利条約に規定されている障害者の「他のものとの平等」「地域生活の実現」を基本原則にするべきである。この基本原則に基づき、障害のある人の支援の必要度を類型化し、類型ごとの標準ケアプランに基づく支給水準を示す。類型化については、長時間介護、見守り支援、複数介護、移動支援などの必要性を含めて検討するべきである。

ガイドラインは、障害のある人者が住み慣れた地域で生活していくために必要な支援の必要度を明らかにしすると共に、その人の生活を支援する支援計画をの作成する過程において、何が公費により利用できる福祉サービスであるか

を明らかにすることを目的に作られるものである。

また、ガイドラインで示す支給水準は、障害者権利条約に規定されている障害者の「他のものとの平等」「地域生活の実現」を基本原則にするべきである。この基本原則に基づき、障害者の支援の必要度を類型化し、類型ごとの標準ケアプランに基づく支給水準を示すべきである。また、類型化にあたっては、長時間介護、見守り支援、複数介護、移動支援などの必要性を含めて検討されるべきである。

市町村は国のガイドラインを最低基準として、ガイドラインを策定する。策定にあたっては、当事者(障害者、家族及びその関係団体等)と行政、相談支援事業者、サービス提供事業者等の関係者が参画し、地域のその時点での地域生活の水準を<u>踏まえて</u>協議しなければならない。この策定過程を通して、当事者、行政、事業者の協働が生まれることが期待される。

なお、地域生活をする重度障害者の人が少なく、当事者の声が出にくい地域などでは、格差が広がるリスクも懸念される。そのため、当分の間は国がガイドラインの設定指針を示し、自治体ごとにその指針内容を最低ラインとして、独自のガイドラインを策定することものとする。市町村のガイドラインは、現在の支給決定の際に自治体で用いられている「要綱」等とは異なることから、適正に作成されるように国が指導すべきである。さらに、財政面から国基準をそのまま引用することがないようにするため、国のガイドライン指針を超えて、市町村が必要に応じた支給決定ができる財源的な保障が必要となる。

さらに、国<u>と及び</u>都道府県は、各地域のガイドラインとそれに適合しない事例にかかわる情報を集約して、国の指針の見直しに反映させるとともに、その情報を自治体やその合議機関等に提供し、各地域におけるガイドライン<u>の</u>作成<u>や</u>見直し<u>、さらには</u>や支給決定事務の参考に資するように努めなければならない。

#### 【表題】協議調整

#### 【結論】

〇 <u>障害者又は市町村において、</u>サービス利用計画が、ガイドラインに示され た水準やサービス内容に適合しないと<del>障害者本人又は市町村が</del>判断した場 合に、<u>市町村は、</u>障害者(及び支援者)と<del>市町村による</del>協議調整<u>を行い、これに基づいて支給によりサービス内容を</u>決定する。

#### 【説明】

協議調整による支給決定は、<mark>障害者本人が希望する場合と</mark>ガイドラインで示される水準やサービス内容に当てはまらない事例(類型を超える時間数などが申請された場合)について、個別の生活実態に基づいて本人と市町村間で行われるものをいう。

本人(支援者)と市町村の協議で調整がつかない場合には、第三者で構成された合議機関での検討の結果を受けて、市町村が支給決定を行う。

# 【表題】合議機関の設置と機能<del>について</del> 【結論】

- 〇 市町村は、前記の協議が整わない場合に備え、第三者機関として、当事者 相談員、相談支援専門員、地域の社会資源や障害のある人者の状況をよく知 る者等を構成員とする合議機関を設置する。
- 合議機関は、本人のサービス利用計画に基づき、その支援の必要性を調査 検討するとともに、支援の内容、支給量等について判断するものとする。
- O <u>障害者が希望する場合には、合議機関での意見陳述の機会が与えられるも</u> のとする。
- → 市○ 市町村は、合議機関での判断を尊重しなければならない。

## 【説明】

<u>障害者本人</u>と市町村の協議<u>において</u>で調整がつかない場合は、市町村に設置された合議機関において検討し、その結果を受けて、市町村が支給決定を行うことができることものとする。

合議機関では、障害特性や障害福祉サービス等の必要性をより適切に支給決定に反映するため、本人の状況について必要な情報をもとに個別事例についての検討を行う。<u>障害者が希望する場合には、どのような支援をどの程度必要であるのか、合議機関で意見を述べる機会が設けられる。</u>

<del>合議機関は、市町村(または圏域)に複数設置され、</del>ある合議機関での判断 に不服がある場合には、他の合議機関で再調整ができる仕組みとすべきであり、 合議機関は、市町村(又は圏域)に複数設置されることを検討する必要がある。 <u>また、</u>合議機関の構成員は、第三者として公平中立な役割を担うことができる 人物とすべきである。

不服申し立てにおいて、市町村への差し戻し(再調整)請求がなされた場合 に、その市町村(または圏域)が有する他の合議機関で再調整する方法を検討 する必要がある。

# 【表題】不服申立について

#### 【結論】

- 市町村は、支給決定に関する異議申し立ての仕組みを整備しするとともに、 都道府県は、市町村の支給決定に関<u>してする実効性のある</u>不服審査<u>が行える</u> ようにする。機関を設置する。
- 不服申立は、手続き及び内容判断の是非について審議されるものとし、本 人の出席、意見陳述及び反論の機会が与えられるものとする。

### 【説明】

支給決定は、一連のプロセスに基づいた行政処分であるが、本人がその決定に不服がある場合には、極めて簡便に不服申し立てができる仕組みが求められる。市町村やへの異議申立や都道府県への不服申立のレベルの不服審査機関への手続きのハードルを低くするため、相談支援機関に不服審査の支援等を求めることができるようにすべきである。

国は、支給決定にかかわる決定処分取り消しに止まらず、申請に対する一定 の処分をすることを都道府県が市町村に義務付けることができる仕組みを検討 すべきである。